

医療法人橘会 東住吉森本病院

身体拘束最小化の指針

2024 年 6 月 初版

1 はじめに

身体拘束は患者の権利である自由を制限するのみならず、身体的・精神的に弊害を伴う。したがって、身体拘束を行わないことが原則である。

東住吉森本病院では、患者の人間としての本来の姿を重視しながらチームで話し合い、合意形成した方向性に基づいて医療安全対策を行うことで、緊急やむを得ない場合を除いて身体拘束をしない診療・看護の提供に努める。

2 基本方針

1) 身体拘束の原則禁止

当院は、患者または他の患者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束の実施を禁止する。

この指針という身体拘束は、抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの器具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。

2) 緊急時やむを得ず身体拘束を行う場合

(1) 緊急やむを得ず身体拘束に関する 3 原則

患者または他の患者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、次の 3 原則をすべて満たした場合に限り、必要最低限の身体拘束を行うことができる。

切迫性 : 患者本人または他の患者の生命または身体が危険にさらされている可能性が著しく高いこと

非代替性 : 身体拘束を行う以外に切迫性を除く方法がないこと

一時性 : 身体拘束が必要最低限の期間であること

(2) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の説明と同意

原則については医師・看護師を含む多職種で検討し、医師が指示し、患者・家族等への説明と同意を得て行うこと。

(3) 身体拘束を行う場合は、当院の「身体拘束マニュアル」に準ずる。

3) 身体拘束禁止に取り組む姿勢

(1) 患者等が問題行動に至った経緯をアセスメントし、問題行動の背景を理解する。

(2) 身体拘束をすぐに行う必要があるかを複数名で評価し、身体拘束をしなくてもよい対応を検討する。

(3) 多職種によるカンファレンスを実施し、身体拘束の必要性や患者に適した用具であるか等进行评估する。

(4) 身体拘束は一時的に行うものであり、期間を定め、アセスメントを行い、身体拘束

解除に向けて取り組む。

(5) 身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ① 患者主体の行動、尊厳を尊重する。
- ② 言葉や応対などで、患者等の精神的な自由を妨げない。
- ③ 患者の思いをくみとり、患者の意向に沿った医療・ケアを提供し、多職種協働で患者に応じた丁寧な対応に努める。
- ④ 身体拘束を誘発する原因の特定と除去に努める。
- ⑤ 薬物療法、非薬物療法による認知症ケアやせん妄予防により、患者の危険行動を予防する。

(6) 身体拘束には該当しない患者の身体又は衣服に触れない用具であっても、患者の自由な行動を制限することを意図とした使用は最小限とする。

(7) 薬剤による行動の制限は身体拘束には該当しないが、患者・家族等に説明を行い、同意を得て使用する。

- ① 生命維持装置装着中や検査時等、薬剤による鎮静を行う場合は鎮静薬の必要性和効果を評価し、必要な深度を超えないよう、適正量の薬剤使用とする。
- ② 行動を落ち着かせるために向精神薬等を使用する場合は、多職種で検討し患者に不利益が生じない量を使用する。

3 身体拘束最小化のための体制

院内に身体拘束最小化対策に係る身体拘束最小化チーム（以下、「チーム」という。）を設置する。

(1) チームの構成

チームは医師、看護師、薬剤師、セラピストなど多職種で構成する。

(2) チームの役割

- ① 身体拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知徹底する。
- ② 身体拘束実施事例の最小化に向けた医療・ケアを検討する。
- ③ 定期的に本指針・マニュアルを見直し、職員へ周知して活用する。
- ④ 身体拘束最小化のための職員研修を開催し、記録をする。

4 身体拘束最小化のための研修

医療・ケアに携わる職員に対して、虐待防止チームと協働し、身体的拘束最小化のための研修を実施する。

(1) 定期的な教育研修（年1回以上）実施

(2) その他、必要な教育・研修の実施および実施内容の記録

5 身体拘束を行う場合の対応

身体拘束マニュアル参照

身体拘束等に関する説明書

様 ID

1、身体拘束とは

身体拘束とは、患者さんの行動により危険が考えられる場合に対処することを指します。
患者さんは、心身の状態により生命または身体の危険にさらされる可能性が著しく高く、保護帯などの身体拘束を行う以外安全な治療・看護が提供できない状態です。そのため緊急でやむを得ない場合は、身体拘束を行います。

2、身体拘束に対する当院の方針

やむを得ず身体拘束が必要と判断した場合は、ご家族様へ連絡し許可をいただきます。
身体拘束は最長 14 日間とし、その間も解除に向けた検討を毎日おこないます。
14 日を過ぎ、再度身体拘束を実施する場合はその都度ご家族様へ連絡し許可をいただきます。来院時に同意書へご署名をおねがいします。

3、身体拘束の三つの原則

- ①切迫性・・・・・・・・危険行動に対し早期に対応しなければいけないこと
- ②非代替性・・・・・・・・他に考えられる方法がないこと
- ③一時性・・・・・・・・一時的であり、開始時に最長期間を設け解除に向けた方法を検討する事

4、身体拘束の方法

- ①保護帯・・・・・・・・主に上肢の身体拘束目的で使用する帯状の抑制紐
- ②介護用手袋・・・・・・・・手、手先の身体拘束に使用するミトン
- ③介護服・・・・・・・・上下つなぎ形式の病衣（入院セットの契約が必要になります）
- ④車椅子用安全ベルト・・車椅子からの転落防止目的のベルト
- ⑤ベッド柵・・・・・・・・ベッドから離床、転落防止目的として柵を多く使用
- ⑥その他・・・・・・・・ベッドの片方を壁につけ降りられないようにすることなど

*薬剤は身体拘束目的ではなく苦痛の緩和、精神状態を落ち着かせるために使用するものであり身体拘束として使用しません。

医療法人 橘会 東住吉森本病院（2024 年 9 月改訂）

身体拘束に関する説明・同意書

下記の方法と時間帯において必要最小限で行い、実施中も早期解除に向けて検討し、患者さんの身体を守ることを徹底していきます。 尚、本同意書の有効期限は 14 日です。
期限後再度身体拘束が必要な場合は新たな指示のもと説明・同意書を作成します。

身体拘束の目的

☐ ライン類（点滴やチューブなど）の抜去予防	☐ 転落防止
☐ 安静保持	☐ 創部の保護
☐ その他（	）

身体拘束の方法

身体拘束の方法	☐ 保護帯 ☐ 介護用手袋 ☐ ベッド柵 ☐ その他	☐ 車椅子用安全ベルト ☐ 介護服
---------	---	--

開始日・期限

開始日（指示日）	年	月	日
期限（14 日後）	年	月	日

上記の通り実施いたします。

医療法人 橘会 東住吉森本病院 院長殿

指示医 ()

看護師 ()

上記の必要性について説明を受け同意しました。

20 年 月 日

患者・ご家族サイン (患者との続柄)